

まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日

国都計第 156 号

最終改正 平成 20 年 10 月 30 日

国都計第 94 号

第 1 条 通則

まちづくり計画策定担い手支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号）及びまちづくり計画策定担い手支援事業制度要綱（平成 19 年国都計第 155 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 条 補助金の額

- 1 まちづくり計画策定担い手支援事業（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業を除く。）についての補助金の額は、対象事業に要する経費の合計額の 2 分の 1 以内の額とする。
- 2 密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業についての補助金の額は、対象事業に要する経費の合計額以内の額とする。
- 3 補助金の額は、1 ヘクタール当たり 2,500 千円（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業については 5,000 千円）を限度とする。また、密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業については、1 地区あたり 20,000 千円を限度とする。

第 3 条 補助金交付の申請

- 1 助成対象事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）あてに申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式 2 の進達書に助成対象事業主体よりの前項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第 4 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条の規定による申請書の進達があったときは、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式 3 により助成対象事業主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第5条 申請の取下げ

助成対象事業主体は、法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式4による申出書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第6条 事業変更の承認等

- 1 助成対象事業主体は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、第3条第1項の申請書に記載された補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ様式5による申請書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 助成対象事業主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式6による申請書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式7による進達書を提出しなければならない。
- 4 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 5 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式8により助成対象事業主体に通知するものとする。

第7条 事業執行困難等

- 1 助成対象事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の執行が困難となったときは、様式9により速やかに報告書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、第3条の補助金交付の手続きに準じて、様式10による進達書を提出しなければならない。
- 3 大臣は、第1項の報告書の進達があったときは、必要な指示を行うものとする。

第8条 状況報告

助成対象事業主体は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

第9条 実績報告

- 1 助成対象事業主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式13により大臣に報告しなければならない。

第10条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の報告を受けた場合には、前条の報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは様式14により確定通知書を助成対象事業主体に交付し、補助金の額の確定後様式15により大臣に報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、助成対象事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式16により命ずるものとし、前項に併せ様式15により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第11条 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - 一 助成対象事業主体が、令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣又は所管地方整備局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 助成対象事業主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 助成対象事業主体が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行った場合
 - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式17により命ずるものとし、様式18により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項を準用する。

第12条 概算払等

助成対象事業主体は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式19による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

第13条 補助金の経理

- 1 助成対象事業主体は、補助事業について様式20による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

- 2 助成対象事業主体は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第14条 助成対象事業主体の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける助成対象事業主体に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

(附則)

本要綱は、平成19年4月1日から適用する。

(附則)

本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

(附則)

本要綱は、平成20年11月4日から適用する。